

諸外国における助産婦活動と助産婦の教育

分担研究者 加藤 尚美 沖縄県立看護大学

研究要旨：海外における助産婦活動及び助産婦の教育の実態、動向を知り今後の助産婦の業務・教育に資することを目的に調査を行った。11カ国の助産婦へのインタビューにおいて業務では、助産が助産婦の手で主体的に行われていること、助産婦によるピルの処方が認められていること、免許の更新制度などである。助産婦の教育は、看護教育を経ないで直接助産婦教育を受けられることや、米国では助産婦の資格は大学院で取得することが主流になってきている。海外では出産や助産婦教育の変革が起きているとも伺えた。ニュージーランドでは助産婦による開業が48%を占め、助産婦が女性の健康の責任者として活躍している。我が国の助産婦の業務・教育のあり方に多く示唆を得た。

研究協力者

賛数いづみ：沖縄県立看護大学 助手

A．研究目的

海外における助産婦の活動および助産婦の教育の実態、動向を知り今後の助産婦の業務・教育について、検討する事を目的とした。

B．研究方法

1. 調査対象と調査方法

1)1999年5月22-27日国際助産婦連盟マニラ大会参加者で同意・協力を得られた助産婦を対象に質問調査用紙に基づきインタビューを行い、11ヶ国20人から回答を得た。

質問内容は、助産婦の名称 助産婦を規定する法律とその制定年 助産婦籍登録機関 助産婦数 免許更新の制度 助産婦養成課程の種類と教育機関および学校数 助産婦の主な勤務場所とその頻度 開業の有無・形態 処方権の有無 助産婦の業務内容である。（別添資料）

C．研究結果（別添資料NO.1・2）

1. 助産婦の呼称

わが国の助産婦という名称と同じくMidwifeの名称が主で、米国ではCNM(Certified-Nurse-Midwife)CPM(Certified-Professional-Midwife)SLM(State Licenced Midwife)とそれぞれ資格の取得の仕方によって異なるようである。英国、オーストラリア、モロッコ、カンボジアはMidwifeの名称をニュージーランドはRegistered-Midwife、イスラエルではNurse Midwife、バングラデッシュでは、F.W.V.(Family welfare visitor)であった。

2. 助産婦を規制する法律と助産婦籍の登録

日本においては1948年保健婦助産婦看護婦法により助産婦の名称、業務等が規制されており英国においては、1902年助産婦法、1979年には英国中央看護婦助産婦保健婦協議会(UKCC)で看護婦助産婦保健婦法ができ、助産婦の業務についても規制されている。英国ではすべての出産に助産婦が関わらなくてはならないと規定され、平等なサービスが受けられるようである。

助産婦の登録は、英国中央看護婦助産婦保健婦協議会(UKCC)である。米国、オーストラリアでは各州においては各州で定めた看護婦、助産婦の法律があり、各州の看護婦会に登録される。ニュージーランドにおいては1971年に看護婦法がその後1990年看護婦法を改正、助産婦法を成文化した。

3. 男性助産士の有無

本調査11カ国の中で男性の助産婦が導入されているのは、イスラエル2名、ニュージーランドは9名、米国では助産婦の約3%、英国では約100名他の国は女性のための職業であった。

4. 資格の更新制度

免許の更新制をとっている国はモロッコ、インドネシア、バングラディッシュ、米国、英国オーストラリア、ニュージーランドである。

5. 助産婦養成課程の種類

米国では大学院における教育が主であり、英国では助産婦課程のみのダイレクトコース及び大学が主流を占めている。オーストラリアの助産婦教育はすべて大学で取得する。また、ニュージーランドにおいても大学院ができています。

6. 助産婦の主な勤務場所

日本においても助産婦の働く場所は、病院であるが諸外国においても同様に助産婦は病院で働いている。イスラエルでは100%が病院出産であり、米国、英国、オーストラリアは80%以上である。スイスでは病院が60%、診療所20%でバースセンターが20%である。ニュージーランドでは病院が42%、開業助産所48%、産科ユニット10%である。

7. 助産婦の開業権

11ヶ国すべてが助産婦の開業権を持っている。正常分娩と周産期のケアはどの国も助産婦た。また、ニュージーランドでは出産を含め女性のすべてのケアに責任を持っているとし、助産婦の業務範囲が広いことが伺えた。英国では助産婦自身が個人で助産院を開業することではなく、自宅分娩等が主流である。しかし最近では病院に付属したバースセンターの開設もされ妊産婦の需要も大きいようである。米国においてはリスクの低い出産を病院から開放する手段

として助産婦によってバースセンターが開発されている。

8. 薬の処方（主にピル）について

日本では助産婦が薬の処方をするということも認められていないため、ピル等の認可があっても処方することはできない現状である。しかし英国では英国病院協議会認可薬があり、ピルの他分娩に必要ないくつかの薬の処方は認められており助産婦の判断で使用している。ネパールではピルは処方なしに入手できる。インドネシア、バングラデッシュ、カンボジア等においても助産婦によるピルの処方は許されている。

9. 助産婦の業務（別紙添付資料）

調査のすべての国の助産婦が行っている業務は、妊婦の診察、指導、検査、頭位分娩介助、酸素吸入の処方、分娩時の児の蘇生、家族計画の指導であった。本調査対象の米国、英国、オーストラリア、ニュージーランド、インドネシアの助産婦業務は、共通するものが多く会陰切開・縫合、子宮収縮剤の使用、褥婦の診察・保健指導、新生児の診察などは主体的に行っている。吸引分娩は卒業研修の後許可されている等もある。ニュージーランドやインドネシアにおいては、助産婦の活用は広く多くの業務が許可されている。

米国では助産婦による出産の割合が毎年増加しており1997年にはアメリカの出産全体のうち助産婦の介助する出産は7%であった。その後その割合は増加していると思われる。

10. 思春期の相談事業については開発途上国は未だ助産婦の業務ではない。しかし先進諸国は助産婦業務として位置づけている。

D. 考察

助産婦の教育・業務は各国さまざまであるとはいえ"Midwife"いわゆる"with woman"女性と共という語源がどの国でも生きているといえよう。本調査では対象にならなかつたが、世界の助産婦はオランダの助産婦の仕事が自律した専門職として確立している最高の見本だとみなし、その姿をめざしているようである。オランダは、現代の産科医が出産の時当たり前のように要求する入院と科学技術を用いた監視体制に抵抗するユニークな国になっているようである。助産婦による家庭での出産は、オランダのヘルスケアシステムにおける費用効率化をうみ、「出産は家庭で」ということを伝統化してきている。国によっては、助産婦と消費者からなるグループで自国による女性の健康やよりよい母性ケアの確立をめざし団結し支持され、法律や政策ができていく。多くの国は消費者から支援を受け今活気を取り戻している。米国では助産婦による出産の割合が毎年増加している。

出産は医療の近いところで自然に行われることが多くの国の助産婦の考える所である。出産を病院から開放する手段として助産婦によるバースセンターが開発されていることなど日本の助産婦も出産への支援について積極的に取り組むべき課題である。次に男性の助産婦については、女性と共に存在する助産の業務に男性が従

事する事は先進諸国では数年前から導入されているが多数ではない。業務においても妊産婦特に分娩には直接的に関わらないことは避け、思春期や不妊等の男性への教育や保健指導が主であるが、男性の助産への参画は情緒的な面において困難であることは否めない。

助産婦の勤務場所は多く病院に定着しつつあるが、ニュージーランドのように48%が開業して地域で活躍している国もある。助産婦は消費者の身近ににいるには地域に根ざした所で活動することが望ましいと考える。日本においても助産婦の多くは病院施設で組織の一員として働き自律した活動ができないことや、不満足で働いていることなどから、今後日本の助産婦の働く場や働き方について政策的配慮は消費者の要求を取り入れる必要がある。開業のためにオランダでは、助産婦に対してバックアップし、医療費節減とともに妊産婦の自律を促している。助産婦は国策へ参画しているといえよう。

日本の助産婦はかつて開業を主にし、妊産婦のおよび家族の支援者として地域に在住してきた。助産婦の開業権を十分にいかし、生計を立ててきた。助産婦が開業し自律できる体制ができ現代の諸問題や少子化の一端を担うことができるのではないかとと思われる。日本においてもニュージーランドのように出産は、開業助産婦の手で行われることが望ましいと考える。

平成11年9月日本では低容量ピルの使用が認可されたが、その処方は医師であり助産婦には許可されていない。日常的に使用する経口避妊薬であってもその使用についての指導が大切である。助産婦が処方権を持つ国は多くはないが将来的には日本でも助産婦の処方をし指導、その後のフォローをしていく必要があるのではないかと考える。そのためには、助産婦教育の中で薬理に関する科目が必要であり、今後検討を要するところである。また、業務内容は妊産婦・新生児に必要な救急医療をも含めて多くの事が実施されている。助産婦の教育と連動していることも確かである。わが国の助産婦教育においても十分カバーできる技術を持っていることもあり、今後先進諸国と並び業務を行っていくことが望ましいと考える。

E. 結論

先進諸外国における助産婦の資格制度及び教育は、助産婦の職能団体の影響が大であるため助産婦は専門職として自律するよう努力している。職能団体は、時代の変化やニーズに対応し変革をしている。助産婦業務も女性の健康に視点をあわせ助産婦業務の拡大を計ることや、バースセンター等助産婦による開発もされている。過剰な医療介入から正常分娩を保護していくことは、助産婦の今後の大きな役割であることが示唆された。すべての女性が助産婦による出産への支援を受けられ、母親と子どもの健康を守るため母子に対する支援のあり方に向かつてのあり方の検討のみでなく行動を起こさなくてはならない時期にきているといえよう。

助産婦制度

事項 国名	1.midwifeの名称	2.助産婦を規定する法律 と制定年	3.助産婦籍登録機 関	4.助産婦 数	5.免許更新の有無 更新の期間と認 定方法	6.助産婦養成課程の種類・教育機 関・学校数			7.助産婦の主 な勤務場所	頻度	8.開業権	開業形態	9.薬の処方権 (主にビル)	10.回答者の職位
						学校の種類	学校数	入学生数						
日本 1億3千万人	助産婦	保健婦助産婦看護婦法 1948年	厚生省	女 23,287 男 0	無	大学院 大学 短大専攻科 助産婦学校 合計	0 26 37 46 109	1600+α	病院 診療所 助産所	66.9% 14.7% 12.1%	有	・正常分娩の管理 ・妊産婦・新生児のケア ・保健指導 ・その他	無	
米国 2億7千万人	CNM(Certified Nurse-Midwife) CPM(Certified Professional Midwife) SLM(State Licenced Midwife)	DOA(Division of Accreditation) が認可する助産婦教育プログラ ムが多数ある (American College of Nurse- Midwives)により認定された助産 婦プログラムだけでも46ある CNM(ACNM認定助産婦) CPM(独自の認定機関がある) SLM(各州で認可された助産婦)	各州	7-8,000 男3%	有 州によって変わる	大学院 大学 短大専攻科	50 0 0	450~500	病院 パースセンター 自宅	① ② ③	有	・クリニック、パースセン ターで開業	有	国際保健の顧問
英国 6千万人	Midwife	1902年 助産婦法(定期的 に法改正) 1979年看護婦助産婦保健 婦法	英国中央看護婦助 産婦保健婦協議会 (U.K.C.C)	男100 女35,000	有 毎年開業の意向 を正式な通知で 更新 3年毎の定期教育 専門学習会(コー ス)出席-書類の 抜き打ち検査	大学院 大学 短期大学 助産婦学校	1年間通年 3年定時制 18か月3年 (nurses, non nursing がある) 無 大学で教育 約70校		病院+コミュニ ティ 開業	98% 2%	有 妥当なもの ではない	・クリニック、パースセン ター、自宅で開業 (自宅分娩や契約のあ る病院、自由形態の パースセンター) ・その他	有 (英国病院協議会 認可案) 一定の薬 (子宮の痛みの軽減、 出血、新生児の呼吸、 腸に作用する薬)	主任講師・助産 学講師・開業講 師などより
スイス 7百万人	HEBANNE	特定の保健(医療)専門職 に関する法律	SWITZERLAND ROEL KREUT(SKR)	男0 女4000- 5000	無	大学 助産婦学校	2 7	nurse+ midwives ??	病院 診療所 パースセンター	60% 20% 20% 開業助産婦	有	・正常分娩 ・周産期ケア ・分娩後のケア	有 (いくつかの地域で ビルの処方ができる)	助産婦長 大学理事
オースト ラリア 1千8百万人	Midwife	オーストラリア看護婦法	各州の看護婦会	—	更新、毎年必ず	助産婦の教育 は大学で 行っている	—	—	病院 診療所 パースセン ター	80% 10% 10%	有	妊娠、分娩、産後の包 括的なケアを助産所や 依頼人宅、保健セン ター、病院で提供してい る	無	産科の管理者
ニュー ジーランド 3千7百万人	Registered midwife	看護婦法1971年看護婦法 改正1990年(助産婦法を 成文化した法律)	ニュージーランド 看護婦協議会	男9 女1,940	開業証明を毎年 更新。毎年の会 費。2001年には開 業証明は5年に変 わるだろう。	大学院(修士) 助産婦学校	2 5	50 120	病院 助産所 産科ユニット	42% 48% 10%	有	出産を含めて女性のす べてのケアに責任を 持っている	有	ニュージーランド 助産婦大学 管理者

助産婦制度

No2

事項 国名	1.midwifeの名称	2.助産婦を規定する法律と制定年	3.助産婦籍登録機関	4.助産婦数	5.免許更新の有無 更新の期間と認定方法	6.助産婦養成課程の種類・教育機関・学校数			7.助産婦の主な勤務場所	頻度	8.開業権	開業形態	9.薬の処方権 (主にピル)	10.回答者の職位
						学校の種類	学校数	入学生数						
イスラエル 600万人	Nurse Midwife	保健専門職法	保健看護省	男2 女700	無	助産婦学校	2	±30	病院	100%	有 しかし いない		無	大学の講師
モロッコ 2千7百万人	Midwife	助産婦看護婦法	公衆衛生省	男0 女365	有	助産婦学校	8		診療所 パースセンター	助産婦は健康管理の職につくことができる 少数 少数	有	助産所での正常分娩	無 (しかし、医師の処方薬をわずかだが与えることができる)	多くの判断を要する重要な特別職 公衆衛生省助産婦責任者
ネパール 2千百万人	助産婦はいない、近い人としてナースミッドワيفの補助のANM Algo TBA's (伝統的助産婦がいる)	法はないが生命を教える素晴らしい実践技術がある。 現在法改正をしている。	保健省	ANM's 男0 女6,000	資格が無い	助産婦学校	無		90%の出産が家族かANM'sによるものである	地方の健康管理	有	助産所での正常分娩	ピルは処方箋なしに入手できる	プロジェクト責任者 (ネパールの母性の安全事業)
インドネシア 2億百万人	BIDAN	1996年に確立した保健省の572の規則	保健省	男0 女6,000-7,000	有 5年で更新 5年の免許制度	大学 短大 助産婦学校	多数 多数 62		病院 パースセンター		有	明らかな正常な分娩	有 ビタミン剤	インドネシア助産婦協会会長
カンボジア 1千70万332人	Midwife	無	登録なし	男0 女3,797	無	助産婦学校 (プノンベン大学1、地方の看護婦助産婦養成学校4)	5		病院、プライベートクリニック、ヘルスセンターに分かれる		有	・妊婦健診 ・Family planningの指導 ・簡単な婦人科疾患の処置、投薬 ・正常分娩	有	国立母子保健センター 副看護部長
バングラデッシュ 1億2千万人	Midwife F.W.V. (Family welfare visitor) 家族福祉訪問員	有	バングラデッシュ看護婦協議会	15,000	有 5年毎	大学 助産婦学校 F.W.V 18カ月	1 54		病院 産科診療所 パースセンター (自宅)	75% 10% 15%	有	・管理運営の義務	有	看護学講師

助産婦の業務

国名 助産婦業務	米国	英国	スイス	オース トラリ ア	ニュー ジーラ ンド	イスラ エル	モロッコ	インド ネシア	カンボジア	バング ラデッ シュ	
1.思春期の相談事業	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	
2.妊婦の診察・指導・検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3.頭位分娩介助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4.骨盤位分娩介助	○	△ (時々)	×	×	○	×	○	○	○	○	
5.吸引分娩の実施	△ (要教育)	△ (要教育)	×	×	△ (要教育)	×	○	○	○	×	
6.鉗子分娩の実施	△ (要教育)	×	×	×	×	×	×	○	×	×	
7.多胎分娩介助	○	△ (双胎頭位)	○	×	○	○	○	○	○	○	
8.分娩時の麻酔使用	○	△	○	×	×	△	○	×	×	×	
9.会陰切開・縫合	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	
10.酸素吸入の処方	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
11.子宮収縮剤(注射)の使用	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	
12.分娩時の児の蘇生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
13.褥婦の診察・保健指導	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
14.新生児の診察	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
15.光線療法の判断	×	○	×	○	○	×	×	×	○	×	
16.妊産婦・褥婦への薬の処方	○	○	×	×	○	×	△ (時々)	○	○	○	
17.婦人科検診	○	△ (時々)	×	×	○	×	×	○	○	○	
18.更年期の保健指導	○	×	×	×	×	○	○	○	×	○	
19.家族計画指導	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
20.ピルの処方	○	×	△ (地域限定)	×	○	×	○	○	○	○	
回答者の職位	国際保健顧問官	主任講師・助産学講師、 開業講師	助産学 大学 理事 長	産科の 管理者	助産婦 大学 管理者	ニュー ジー ランド	大学の 講師	公衆衛生省・ 助産婦責任者	インド ネシア 助産婦 協会 会長	国立母子保健 センター副看護部長	看護学 講師

○:実施

△:一部実施(限定、特別な教育を受けて実施)

×:実施していない

Questionnaire about Midwife System

We are very interested in the midwife system and education in various parts of the world. If you could please answer the following questions about your country. We would be most appreciative.

Matters	Example: Japan	Name of your country (ENGLAND)
1. Population	one hundred million	
2. Name of school, term, and enrolment rate before entering midwife school.	name of school	term
	enrolment rate	name of school
	enrolment rate	term
	enrolment rate	enrolment rate
	enrolment rate	enrolment rate
	enrolment rate	enrolment rate
3. What do you call a person, in your country, who is defined as a midwife by ICM?	Midwife	Midwife
4. The law regarding midwife	The law regarding public health nurse, midwife, and nurse (established in 1948)	1902 - MIDWIVES ACT. reviewed regularly + updated.
5. Authority for registration of midwife	Ministry of Health and Welfare	United Kingdom Com. and Council for Nurses, Midwives and Health
6. Number of midwives	male(0), Female(23,287)	male 100 Female 35,000.
7. Do you have to renew the midwife license or not in your country? If you have a renewal system, how often and how to qualify it?	Renewal not required	3yrs - attend professional study days / courses.

8. What kind of midwife's schools, and how many midwife's school do you have?	School (program)	# of school	# of admitted student	School	# of school	# of admitted student
	Graduate school (master)	0	0	UNIVERSITY	most are like this - Unknown.	
	Nursing college (Bachelor)	34	not identified	—		
	Advanced course in junior nursing college (Associate degree)	34	not identified	—		
	Midwife school	42	not identified	SOME		
	Others	0	0	0	0	0
	Total	110	1600			
9. Where do midwives work mainly?	Hospital	66.9%		HOSPITAL	} run together some work in one, many work in both 99.9%	
	OBGY clinics	14.7%		COMMUNITY		
	"Birth Center"	12.1%		INDEPENDANT		0.1%.
10. Does a midwife have a right to practice having her own office? If they have a right to practice, how do they work?	Yes			YES.	In independant clinics, birth centre or from home. Not many do this	
11. Does a midwife have a right to write a prescription for a pill, for example for a patient?	No			No	—	
12. Your job position in your country					MIDWIFERY LECTURER.	

Would you be kind enough to send me the following matters,

1. Copy of a law regarding midwife education system and system of midwife in your country.
- 2.-A curriculum of midwife school

Thank you very much for your kindness.

Professor Naomi KATO *Naomi Kato*

Okinawa Prefectural College of Nursing
1-24-2-1 Yogi Naha Okinawa 902-0076 Japan
Phone 098-833-8804
FAX 098-833-8804

Questionnaire about Midwife's Job

We are very interested in the midwife's job in various parts of the world. If you could please answer the following questions about your country. We would be most appreciative.

1. Name of your country (ENGLAND)
2. Please circle following number if it is allowed as midwife job, and mark cross if it is not allowed in your country.
 - ① health education for adolescents
 - ② health check, health education, and lb test for pregnant woman
 - ③ cephalic delivery
 4. breech delivery — sometimes
 5. vacuum delivery — some midwives
 - ~~6.~~ forceps delivery
 - ⑦ multiple delivery
 - ⑧ use of anesthesia during delivery
 - ⑨ episiotomy and repairing episiotomy
 - ⑩ prescription of oxygen during delivery
 - ⑪ prescription of uterus contraction
 - ⑫ infant resuscitation
 - ⑬ physical examination of postpartum woman and health education
 - ⑭ physical examination of the newborn
 - ⑮ judgement of blue light therapy for newborn
 - ⑯ prescription for pregnant and postpartum woman
 17. gynecological examination — sometimes.
 - ~~18.~~ health education for the menopause
 - ⑰ health education of family planning
 - ~~20.~~ prescription for oral contraceptive
3. Your job position (MIDWIFERY LECTURER.)

If I would like to ask you about your answer, may I call you in your hotel?
If your answer is "yes", please write your phone number in Manilla, and your home address.

phone in Manilla

Your phone number or FAX in your country

01705 796047.

ENGLAND

Thank you very much for your kindness.

Professor Naomi KATO

Naomi Kato

Okinawa Prefectural College of Nursing
1-24-1 Yogi Naha Okinawa 902-0076 Japan
phone 098-833-8804
FAX 098-833-8804